

令和6年 死亡災害の概要

神奈川県労働局
令和6年12月末現在

| 番号 | 発生月 発生時刻 | 業種 事業場規模 被災者の年齢層 | 起因物 事故の型 | 発生概要 |
|----|-------------|---|-------------------------------|---|
| 1 | 1月 8時頃 | 窯業土石製品製造業 ～9人 75歳～79歳 | トラック はさまれ、 巻き込まれ | 生コン工場内でミキサー車の出発前点検中の運転者が、ドラムを回転させるシャフトに腕を巻き込まれた。 |
| 2 | 1月 17時頃 | その他の建設業 (1次下請) ～9人 25歳～29歳 | 化学設備 有害物等との接触 | ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことでの酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。 |
| 3 | 2月 9時頃 | 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～29人 55歳～59歳 | 荷姿の物 飛来、落下 | 荷主の工場内で10トントラックに型枠用鋼板の束(長さ5メートル、約400キログラム)を3列×3段に積み込んでいた。荷主側フォークリフトが積んでいる反対側の荷台上で、トラック運転者が荷締め中、フォークリフトに押された最上段の束が落ちてきて当たり、一緒に地上に落ちた際に下敷きとなった。 |
| 4 | 2月 9時頃 | 土木工事業 ～9人 60歳～64歳 | 作業床、歩み板 墜落、転落 | 被災者が、ダンプトラックの荷台に道板2枚を掛けて、油圧ショベルをダンプトラックに積込む作業を行っていたところ、道板が荷台から外れ、同時に油圧ショベル及びこれを運転していた被災者が地面に墜落し、被災者は油圧ショベルの下敷きとなった。 |
| 5 | 2月 10時頃 | 電気機器製造業 300人～ 25歳～29歳 | 人力運搬機 崩壊、倒壊 | 台車に乗せた装置(ベルトで台車に固定、高さ約3m×幅2m、約3t)を被災者が先導し押しながら移動中、装置が台車ごと進行方向に倒れ、被災者が下敷きとなった。 |
| 6 | 3月 11時頃 | 建築工事業 ～9人 20～24歳 | 足場 墜落、転落 | 足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れたところ、足場上(高さ約10メートル)から墜落した。 |
| 7 | 3月 11時頃 | 商業 50～99人 35～39歳 | 移動式クレーン はさまれ、 巻き込まれ | ラフタークレーンを高圧洗浄機で洗浄する作業を複数名で行っていた。タイヤ裏側の洗浄のため、タイヤの向きを変えたところ、被災者がタイヤと機体(ホイールハウス)の隙間に立ち、タイヤと機体に挟まれた。 |
| 8 | 3月 3時 | 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30～40人 75～79歳 | トラック 交通事故(道路) | 国道の側道で、路肩に停車中の大型トレーラーに、後ろから走ってきたトラックが追突した。後ろから追突したトラックの運転手が死亡した。 |
| 9 | 4月 15時 | 小売業 ～9人 50～54歳 | 乗用車、バス、バイク 交通事故(道路) | 被災者は社用車(軽自動車)を運転し、県外の営業先から事業場へ帰社するため片側1車線の国道を走行中、対向車線に進入し、対向車(大型ダンプカー)と正面衝突した。 |

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更(業務に起因しない場合における事案の削除を含む。)を行う可能性があります。

| 番号 | 発生月 発生時刻 | 業種 事業場規模 被災者の年齢層 | 起因物 事故の型 | 発生概要 |
|----|-------------|--|---------------------------------|---|
| 10 | 4月 16時 | 接客娯楽業 50～99人 20～24歳 | その他の一般動力 機械 墜落、転落 | 被災者はゴルフコースの整備のため、芝刈り用トラクターに乗車し、カート用道路を通って芝刈り場所まで移動していたところ、カート用道路からトラクターが逸走し、法面を約8m転落した際にトラクターから投げ出された。 |
| 11 | 4月 0時頃 | 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30～49人 60歳～64歳 | 起因物なし その他 | 事業場から配送先へ到着し、現地でトラックの荷台において荷下ろし作業中に意識を失った。救急搬送されたものの、同日、病院にて死亡が確認された。 |
| 12 | 7月 16時 | 産業廃棄物処理業 10人～29人 20～24歳 | 屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落、転落 | 粗大ごみ処理棟の屋根上にある排水溝の清掃作業を、被災者を含め3名で行い、排水溝のごみを袋に詰め、屋根上で運搬していたところ、被災者が屋根上にある天窗(トッライト)を踏み抜き、高さ約15メートル下の床に墜落した。 |
| 13 | 7月 19時頃 | 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～29人 55歳～59歳 | トラック 交通事故(道路) | 被災者は、2トントラックを運転し、高速道路を走行していた。渋滞のため、車列の最後尾に停車していたところ、後方から大型トラックに追突され、前方に停車していた別の大型トラックに玉突きで追突したものの。 |
| 14 | 7月 10時頃 | その他の製造業 (クリーニング業) 100人～299人 55歳～59歳 | 高温・低温環境 高温・低温の物との接触 | 工場内で作業中、体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったことから病院に搬送された。診察の結果、脱水症状及び血圧低下の診断を受け入院したが、翌日の朝、熱中症を原因とした急性心筋梗塞で死亡した。 |
| 15 | 7月 16時頃 | 土木工事業 ～9 20～24歳 | 締固め用機械 墜落、転落 | 生産緑地部の整地箇所において、被災者が締固め用機械を運転し、地面の転圧作業を行っていたところ、法面約1.8メートルの高さから当該機械ごと転落し、運転をしていた被災者の頭部が地面と当該機械にはさまれた。 |
| 16 | 8月 15時頃 | 小売業 10人～29人 55歳～59歳 | 乗用車、バス、バイク 交通事故(道路) | 被災者は、貨物自動車を運転し、県道を走行していたところ、対向車線から普通自動車、スピンしながら中央分離帯を乗り越え、衝突された。 |
| 17 | 8月 10時頃 | 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～29人 70～74歳 | クレーン 飛来、落下 | 被災者はトレーラーでコンテナを受け取るため、コンテナレーンの横で停車待機していた。近くで作業していたタイヤ式橋形クレーンのスプレッターが頂上に積んであったコンテナに当たり、斜め下のコンテナを押し出し荷崩れして落下し、トレーラーヘッドが下敷きになって挟まれた。 |
| 18 | 8月 15時頃 | その他の建設業 ～9人 40歳～44歳 | 高所作業車 感電 | 送電線に接近している樹木の枝打ち作業のため、高所作業車のバケットに被災者及び作業者が搭乗し、伐採作業を行っていた。伐採した枝を地面へ下ろそうと被災者がバケット上で操作しブームを旋回していたところ、被災者自身が高圧線に接触し、感電した。 |

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

| 番号 | 発生月 発生時刻 | 業種 事業場規模 被災者の年齢層 | 起因物 事故の型 | 発生概要 |
|----|-------------|-------------------------------|---------------------------------|---|
| 19 | 8月 7時頃 | 輸送用機械等製造業 300人～ 40～44歳 | その他の装置、設備 はさまれ、 巻き込まれ | 被災者は、自走しないクレーンをメンテナンス位置まで移動させるため、生産ラインにある産業用ロボットの作業区画内に立ち入ったところ、当該作業区画内にある、搬送装置が動き出し、腰部等を設備と搬送装置間に挟まれた。 |
| 20 | 8月 10時頃 | その他の建設業 ～9人 25歳～29歳 | その他の電気設備 感電 | 生コンプラント内の補修工事において被災者が腹ばいの体勢になり内部を覗き込もうと投光器を手に持ったところ、うめき声が上がって硬直しているような状態となった。搬送先の病院で死亡が確認され、感電死と判明したもの。 |
| 21 | 8月 5時頃 | 輸送用機械等製造業 300人～ 55歳～59歳 | クレーン はさまれ、 巻き込まれ | 被災者は一人で天井クレーンの運転(無線操作式)をして、結束された鋼材(棒状)を切断機へ移動させる作業をしていたが、クレーンでつられた鋼材と手すりとの間に被災者が挟まれているのを発見された。 |
| 22 | 9月 10時頃 | 建築工事業 ～9人 15歳～19歳 | 掘削用機械 激突され | 解体工事現場においてバックホーで床掘する作業を行う際に、被災者は地表から約3m下の掘削床でバックホーの運転手に無線で指示していたところ、誤ってバックホーの爪が被災者に激突した。被災者と運転手は高低差でお互い目視確認できない状態であった。 |
| 23 | 9月 13時頃 | 建築工事業 ～9人 60歳～64歳 | 足場 墜落、転落 | 被災者は、商業ビル内の電気配線工事にかかる天井の配線作業を行うため、可搬式の足場上で、器具を受け取ろうとしていたところ、当該足場と共に横倒しとなり、高さ約1m墜落した。 |
| 24 | 9月 17時頃 | 自動車整備業 ～9人 50～54歳 | エレベーター、リフト 飛来、落下 | 被災者は、車検の見積を作成するため、車を二柱リフトにのせ、車の点検作業(単独作業)を行っていた際に、車体を支えていたリフトアームの片側がずれ、リフトから車体が落下し、付近にいた被災者が下敷きとなった。 |
| 25 | 9月 0時頃 | 小売業 ～9人 55歳～59歳 | 乗用車、バス、バイク 交通事故(道路) | 深夜に、被災者が二輪車で新聞を配達中、丁字路を右折したところ、対向車線を直進していた乗用車と衝突した。衝突により、被災者は乗っていた二輪車ごと15メートル程飛ばされ、全身を強打し内臓破裂により死亡した。 |
| 26 | 9月 9時頃 | その他の事業 10人～29人 65歳～69歳 | トラック 交通事故(道路) | 被災者が東名高速道路の路肩において、故障車のレッカー作業を行っていたところ、後ろから走行してきたトラックにはねられ死亡した。 |
| 27 | 9月 16時頃 | 土木工事業 ～9人 35～39歳 | 水 おぼれ | 既設下水管の耐震補強工事において、地下約10メートルの管きょ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流され、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。 |
| 28 | 9月 16時頃 | 土木工事業 ～9人 40歳～44歳 | 水 おぼれ | |

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更(業務に起因しない場合における事案の削除を含む。)を行う可能性があります。

| 番号 | 発生月 発生時刻 | 業種 事業場規模 被災者の年齢層 | 起因物 事故の型 | 発生概要 |
|----|-------------|--|----------------------------|---|
| 29 | 10月 13時頃 | 産業廃棄物処理業 10人～29人 40歳～44歳 | コンベア はさまれ、 巻き込まれ | リサイクル工場内において、破碎機コンベヤーの下部付近で、ベルトが通るローラー部分に付着した異物を取り除くため、治具を用いて体を伸ばしながら作業を行っていたところ、当該ローラー部分に巻き込まれた。 |
| 30 | 10月 11時頃 | 農業 ～9人 75歳～79歳 | はしご等 墜落、転落 | 被災者が個人宅において庭木の剪定作業中、三脚脚立から約1.9m墜落し、頭部を強打した。被災者が使用していた三脚脚立は倒れていなかった。 |
| 31 | 11月 5時頃 | 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10～19人 60歳～64歳 | トラック 墜落、転落 | トラックドライバーの被災者は、荷主敷地内において、トラックの運転席から降車中に墜落（または転倒）して頭部と臀部を負傷。そのまま業務を継続し事業場へ帰社した。翌日は通常勤務を行ったが、翌々日以降連絡が取れなくなり、後日自宅で死亡していたのを発見されたもの。 |
| 32 | 11月 10時頃 | 土木工事業 ～9人 60歳～64歳 | 不整地運搬車 墜落、転落 | 被災者が土砂の運搬のためキャリアダンプに乗車し、土砂の積込み場所から降るし場所まで走行していたところ、何らかの原因により左に急旋回し、高さ約12メートルの建造中の擁壁から、キャリアダンプと共に転落して地面に激突した。 |
| 33 | 11月 16時頃 | 産業廃棄物処理業 10人～29人 50歳～54歳 | コンベア はさまれ、 巻き込まれ | 破碎処理物を運搬するベルトコンベヤーが稼働中に、当該ベルトコンベヤーの下部に詰まった異物を右手で除去しようとしたところ、右手がプーリーに巻き込まれ、そのまま右半身まで巻き込まれた。 |
| 34 | 12月 5時頃 | その他の事業 (警備業) 30～49人 70歳～74歳 | トラック 激突され | 警備員2名で、ふ頭入口にある門扉の開門作業をしていたところ、トレーラーが門扉に衝突した。門扉近くにいた警備員Aは衝撃で飛ばされ、警備員Bに衝突し、警備員Bが脳挫傷等で死亡した。警備員Aも重傷を負ったもの。 |
| 35 | 12月 14時頃 | 土木工事業 ～9人 55歳～59歳 | 地山、岩石 崩壊、倒壊 | 宅地造成の現場において、バックホー2台を用いて掘削作業中に、上段に配置したバックホーの地盤が崩れて転落し、下段に配置したバックホーに激突し、運転席に居た労働者が死亡した。 |

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。